

会 議 記 録

令和6年度第6回中央区子ども・子育て会議 会議録（要旨）

名 称	令和6年度 第6回 中央区子ども・子育て会議	
開催年月日・場所	令和7年3月26日（水） 午後6時30分から 中央区役所8階 大会議室	
出席者	委員	大竹智（会長）、新藤こずえ（職務代理者）、守田亜希子、佐藤みどり、山口晃司、上笹遼、織茂ちあき、高原友美、藤丸麻紀、太田明実、萩原裕子、箱守由記、茂木龍哉、大久保稔、渡瀬博俊、北澤千恵子
	区側出席者	福祉保健部子育て支援課長 福祉保健部保育課長 福祉保健部副参事（保育指導・特命担当） 福祉保健部子ども家庭支援センター所長 福祉保健部放課後対策課長 福祉保健部健康推進課長 区民部文化・生涯学習課長 教育委員会事務局学務課長 福祉保健部子育て支援課計画推進等担当係長
配布資料	資料1 次期中央区子ども・子育て会議委員の構成について 資料2-1 令和7年度予算子育て支援施策関係概要 資料2-2 令和7年度における組織整備について 資料2-3 令和7年4月保育所等利用調整結果 資料2-4 令和7年度学童クラブ利用調整結果	
議事の概要	1 開 会 2 議 題 （1）次期中央区子ども・子育て会議委員の構成について （2）報告事項 ・令和7年度予算子育て支援施策関係概要 ・令和7年度における組織整備について ・令和7年4月保育所等利用調整結果 ・令和7年度学童クラブ利用調整結果 3 閉 会	

1 開 会

2 議 題

(1) 次期中央区子ども・子育て会議委員の構成について 事務局から資料1について説明が行われた。	
委員	「子ども・若者、子育て当事者（保護者）」で4人ということだが、内訳は具体的にどのように考えているのか。
子育て支援課長	子ども・若者が1人では発言しづらいと思う。そのため、子ども・若者2人、子育て当事者（保護者）2人が現実的だと考えている。 しかし、応募状況にもよる。公募した際に、子ども・若者の応募が1人しかなかった場合、子育て当事者（保護者）を3人にし、1枠欠員の状況で別途募集をかけ続けることも考えられる。
委員	子ども・若者が2人、子育て当事者（保護者）が2人はバランスが良くてよいと思う。こども計画のモニタリングの中で、子ども・若者の意見を聞くことが趣旨だと考えると、2人いたほうがより建設的な話になる。応募状況にもよるが、考え方としては非常によいと思う。
委員	29歳未満の区内居住者ということだが、具体的な年齢の想定はあるのか。小学生・中学生も含むのか。
子育て支援課長	会議で自分の考えを発言するとなると、中学生以上になると考えている。一方、会議の時間帯もあり、18歳以上が現実的な年齢層になると思う。
会長	会議体だけでなく、日常の中で子どもの声を聴く姿勢と取組が必要である。 委員が学生の時にそのような会議に出たことがあるということだが、経験者の声をお聞きしたい。
委員	大学生の時に若者の声を聴くという取組に参加したが、時間帯、謝金の受取等で課題・議論があった。高校生以上であれば資料の内容を理解することは可能だが、それ以下の年齢であると、理解してもらえそうな配慮、準備が必要である。会長の発言にあったように、部会を開いたり、日常の機会で、子どもたちが話しやすい状態で、意見を聴くこともよいと考える。 また、保育・教育関係者が4人から3人に減る案であるが、慎重に検討すべきである。減るのであれば、同じように意見を聴く機会を作る必要がある。 最後に、「子ども・若者は、子どもを養育している人を除く、29歳未満の区内居住者とする。」とあるが、29歳未満で子どもを養育していれば、若者としての意見と保護者としての意見をどちらも発言できると考える。子どもを養育していない人に限定する必要はないのではないか。
会長	本日は皆さんから意見をいただいて、事務局の検討材料にしたいということである。意見を受けて、事務局から何かあるか。
子育て支援課長	前回の公募委員の募集では、「18歳未満の子どもがいる方、または、これか

	ら子育てを考えている方、子ども・子育てに関心がある方」としている。 なるべく幅広く捉えて、目的を達成できるような公募委員の募集方法を検討したい。
委員	若者が関心を持つような募集方法として考えていることはあるか。
子育て支援課長	高校生や若者にフォーカスして募集を周知することは難しいが、区の通常の広報媒体、SNSは使える。また、児童館等の子ども関連施設等でも周知したい。今後検討していくが、委員から何かよい提案があればいただきたい。
委員	委員数は20人が上限なのか。地域の子育てサロンを運営していて、最近0～2歳児の親子の参加が増えている。子育て当事者（保護者）が3人から2人に減ると、生の声が減って残念である。
子育て支援課長	20人が上限というわけではないが、2時間の会議の中で、皆さん一人ひとりから意見をいただくことを考えると、20人程度が適切だと考えている。他の区をみると、多いところで28人いるが、大体が17～20人となっている。
委員	20人から増やせるのであれば増やした方がよいと考える。 また、「子ども」の定義は18歳未満になるが、中学生等を想定していないのであれば、「子ども」を取って、「若者」だけにした方がよいのではないか。
子育て支援課長	実際に応募する際は、誤解を生まないように条件を明確化したい。
会長	18歳以上の若者を想定しているのであれば、そのように表記した方がよい。それに加えて、18歳未満の子どもについては、多様な機会積極的に声を聴くべきである。人数等については事務局で検討してほしい。 また、会議体に子ども・若者を入れる際には、意見形成の支援が必要である。会議前に事前レクを丁寧に実施して、子ども・若者に自分の考えを認識してもらおうと、会議当日も意見を出しやすいと考える。
（２）報告事項 ・令和7年度予算子育て支援施策関係概要 ・令和7年度における組織整備について ・令和7年4月保育所等利用調整結果 ・令和7年度学童クラブ利用調整結果 事務局から資料2-1、2-2、2-3、2-4について説明が行われた。	
委員	資料2-1の「13 こども家庭センターの設置」の主な取組の2番目に「支援対象者や抱える課題等の円滑かつ迅速な情報共有」とあるが、どの機関間で情報共有するのか。 保健所、子ども家庭支援センター、児童相談所、ファミリー・サポート・センター等が連携を取れているのか疑問に思うことがある。 ワンストップでの相談窓口ができて各支援団体、支援者とつながれるのはよいが、実際に支援に携わっている地域の者としては、当事者である子どもたちが安心・安全に暮らせる毎日や、その家庭が壊れないような円滑な支援を考えていただきたいと感じている。

子ども家庭支援センター所長	平成28年の児童福祉法改正の中で児童虐待防止対策の強化が示され、各自治体は母子保健と児童福祉の連携、ネットワークづくりを進めてきた。しかし、児童虐待は減らないため、各自治体が作ってきたネットワークをより強固なものにするというところで、「子ども家庭センター」が設置されることになった。 今までのネットワークとの違いは、母子保健との引き継ぎをより一層連携できるように機能を結ぶ相談員を新たに設置する、また、妊娠期から困っている方を広く早期に見つけて、円滑に子育てできるようにつなげるということである。 子ども家庭センターは新たな建物を設置するのではなく、子ども家庭支援センター、放課後対策課、保健所・保健センター、子育て支援課で、新たにネットワークを組み、支援が必要な家庭があれば、早期に連携をして支援をしていく。 委員のご意見については、真摯に受け止め、今まで以上に、情報を早く共有して、当事者と支援者とで困りごとや可能な支援を共有しながら、支援していきたいと考えているところである。
委員	資料2-1の「9 子どもの居場所「プレディ」の開設準備」について、「充実」となっており、ついに特認校にもプレディができるということで驚いた。しかし、プレディは縮小傾向で、全体的にプレディプラスに移行するという理解であったため、このプレディは今後プレディプラスになっていくのか。 また、「17 標準服等リユース事業の対象品目拡大」について、事業自体はよいと思うが、通学帽子が1,200円は少し高い。クリーニングするかは購入者に任せてよいのではないかと。また、事業はどの程度利用されているのか。
放課後対策課長	特認校におけるプレディの開設準備について、開設準備を行う3校は、学校自体が小さく、学童クラブを設置するには面積基準等があるため、まずは、保護者の就労に関係なく子どもの居場所を確保するというところで、プレディを設置する予定となっている。 継続的にプレディのみ実施するかは現時点では決まっておらず、ニーズを見極めながら検討したい。特認校は、その地域だけでなく、別の地域に住んでいる子どもも通っているため、学童クラブを希望する子どもがどの程度いるか見極めが必要だと考えている。 また、プレディを縮小して、プレディプラスにするという発言があったが、プレディ、学童クラブ双方の事業に目的、趣旨があり、それぞれの事業の趣旨に沿った形のものを同じ学校の中で一体的に運営していくのがプレディプラスである。プレディの中身も今後充実していくが、同じ場所で活動しているので、合同の活動を増やしていく。また、基本的に学童クラブは週3回以上通っていただくことが加入の条件である。例えば民間の学童クラブと併用したい、塾に通うので週2回しか行かないという方は、プレディに登録していた

	だく。選択肢を広げるという意味もあるため、そういった形で進めていきたいと考えている。
学務課長	標準服のリユース事業は、環境課の事業であり、お答えできるところが限られるがご了承ください。 通学帽子の金額は、私が知る限りでは、各校で大体この倍以上の値段がする。受け取った方によっては、クリーニング不要という方もいると思うが、事前にリサーチした中で、大半の方がクリーニングされたものを希望しているという話もあった。逆に仕様を分けると、学校によつての違いもあり、その中でさらにクリーニングするもの・しないものを分けると、逆に事業費が上がる。現状ではスケールメリットを生かすために、一律でクリーニングをして、補修もした上で提供している。その上で通常品の半額以下ということなので、一定程度の理解はいただけていると思う。 また、利用件数は非常に難しく、現在、学校によって実施の有無はさまざまである。また、学校によって、よく出る品が異なる。所管課でないので具体的な件数等々含めて答えることが困難だが、ニーズがあるため、次年度は対象校を広げ、通学帽子も標準服と一緒にリユースボックスに入れていただくことが多いので対象に加えたということである。
委員	私の娘の学校では、回収ボックスは学校にあるが、受取は他の学校と一緒にになっており、別の場所に買いに行くという形になっていた。標準服は学校ごとに違うものであるため、学校の土曜の公開授業の日などに体育館で買えたりすると利用しやすいと思った。ぜひ検討してほしい。
委員	資料２－３の第２回利用調整の結果について、435人が未決定ということだが、未決定の方にはどのような対応をしているのか。 また、３・４・５歳で保育所に行っていない子どもは幼稚園に行っているのか。３・４・５歳で居場所がなくて、ずっと家にいるということはないと思うが、未決定の方はどうしているのか。
保育課長	第２回利用調整後の未決定者数は435人ということで、多く見えるが、現在区内の認可保育園に通っていて転園がかなわない方や、育休延長を許容できる方も含んでいる。そういう方が200人程度いるため、それを除くと230人程度の方が新規に認可保育所を希望しながら保留となっている数である。 一方で、区内の認可保育所は第２回利用調整を終えて、区内全体で０歳児は34人、１歳児は71人、２歳児は95人、３・４・５歳児は各100人以上の空きがある状況になっている。そのため、３歳以上で行く場所がないということについては、特定の園を希望しており、その園に行けなかった方が大半であるという見方もできる。その点においては、希望園と空いている園とのマッチングが図られていないということだが、区では受け皿は確保できていると認識している。 区の対応としては、空き情報をホームページで公開している。加えて、特に

	空きの少ない1歳児や2歳児は、認可保育所の空き部屋を活用して、定員枠とは別に時限的に期間限定保育を準備したり、自宅で0歳から2歳が利用できる居宅訪問型保育という枠を確保している。そちらは、まだ空きがある。 また、認証保育所の保育料への補助も拡大しており、0歳児から2歳児が入りやすくしている。このような区の実践を案内しながら、保育を必要な方ができるだけ希望する園に入れるように相談をしっかりと行っていく。
委員	行き場がなく、家にずっといることがないようにしていくことは大事だと思うため、そういった対応がなされているということが分かった。 また、3・4・5歳で全く保育園や幼稚園に行っていない子どもがいるというのが、福祉の業界では問題になってきている。幼稚園や保育園に行っておらず、家にいるはずだが居場所がつかめていない子どもの把握はできているのか。
子ども家庭支援センター所長	未就園の子どもは虐待リスクも高いということで、1年に1度、国の調査があり、毎年6月1日時点で、中央区に住所のある小学生以下の子どもの状況を全数調査している。
委員	区として把握されているということか。
子ども家庭支援センター所長	そうである。
委員	今の件に関して、実際どの程度の人数が幼稚園、保育園に所属していない数なのか。また、それが多くて問題なのか、問題ではないのか伺いたい。
子ども家庭支援センター所長	毎年6月1日時点で対象となる子どもを出して、区内の幼稚園や保育園、学校に所属している子どもを除き、調査すべき子どもの数を捉えている。その人数が令和6年度は380名である。
委員	それは何歳から何歳までか。
子ども家庭支援センター所長	0歳から小学校6年生までである。この調査は健診未受診の子どもなど、虐待リスクの高い子どもを放置しないために全数を対象としている。現在、まだ調査中で20名程度の子どもが把握できていない。この調査は、平成30年頃度から始まっているが、中央区はこれまで全数把握しており、今年も全数把握できと推測している。いる。東京都も恐らく全数把握しており、国でも本当に把握できない子どもは1桁だったと思う。国をあげて居所不明児対策をしている。
委員	資料2-1の「13 こども家庭センターの設置」の情報共有について、情報共有に関しては、福祉・医療の現場では、非常に課題が多く、どこが鍵となるか、ここ10年、20年の間、話し続けられている分野である。「情報共有をする」と行政が掲げてくれたことは非常に大きな進歩だが、行政が非常に縦割りで個人情報の問題もあり、横の共有がなされていないと感じる。現場で把握していることが、昇華してしまうということが往々にして起こっている。 組織的なものが形成されておらず、担当者が頑張ってくれるかどうか一択

	で、救われた人・救われてない人が出てくるという現状である。これは中央区に限らず、日本全体の問題だと考えている。 情報共有に当たっては、生活保護、障害者福祉、子育て支援、保健師など、一見関係なさそうな部署の方々が集まると、「実は」という話が転がってくる。私が聞いた話では、何の問題もなさそうな夫婦が、親御さんたちを殴っていたところを高齢者のヘルパーが入ったことにより分かったことがあった。それを見ている子どもも虐待を受けている形になっているが、高齢者への支援しか入っていない。そのため、子どもへのアプローチについて悩んでいるような状態があり、本当に複雑であった。 また、ヤングケアラーも各部署がつながれば見えてくるものもあると感じている。縦割りを輪切りにしていくアプローチを考えていただき、それを中央区らしさ、中央区モデルとして全国に打ち出せるような気概のある施策にしていいただきたい。
子ども家庭支援センター所長	個人情報の取り扱いは難しい。支援しやすいのは、「この家庭は支援が必要そうだと気付いた方や地域の方が「心配だから、何か助けになることはないか」というような言葉がけや「良い人がいるから、相談しておくね」というオープンに共有できる形で繋いでもらえるとありがたい。 しかし、そういう言葉をかけることが難しいときは心配だということを子ども家庭支援センターに一報入れていただきたい。そうすると要保護児童対策地域協議会の枠組みで、本人同意がなくても情報共有して支援することができる。 繰り返しになるが、基本的には当事者も一緒に困り事や目標を共有して支援できたほうが望ましいため、そういう形を作りたいと思っている。
会長	以前から高齢者のヘルパーが家庭の中に入ると、ヤングケアラーなど子どものことも見えてくるということがあった。過去はそうではなかったかもしれないが、最近では高齢者のヘルパーでも家庭に入って何か気づくことがあれば、情報共有しながら支援するという意識として持っていると思う。 また、虐待死亡例を検証していても、縦割りが多く、生活保護、DVの情報が子ども分野に来ていないことがあった。我々の報告書の中でも、乳幼児のいる家庭でのDV問題や、生活困窮の問題は、子ども分野に情報集約できるように役所の体制を整えたほうがよいと提言した。 先ほどの委員の発言にあったこども家庭センターのネットワークについて、今までも連携、ネットワークを持っていたが、ネットはできたが、ワークはできないということがあった。ワークには、人と人とのつながりが大切で、役所内でもお互いがいつも声をかけ合うなど、雰囲気も含めて人間同士の関わりがあると、情報共有できる。こども家庭センターで母子保健と福祉が連携するには、お互いの顔つなぎができるといいと思う。 その他、何かご質問・ご意見があるか。

委員	本日の議題（１）について、若者が本会議に参加することは非常に賛成である。しかし、大学生・高校生が参加して、本会議の雰囲気の中で意見が言えるかという、個人の能力にもよるが、難しいと思う。先ほど事前レクの話もあったが、違う場に子ども・若者を集めて意見を聞き、その結果について会議に参加する方が代表して話をする形にしたほうが、会議で発言しやすくなると思う。
会長	いいアイデアである。事務局で検討してほしい。
委員	資料２－１の「２ 妊婦のための支援給付」は、カタログギフトから現金になり、より良くなった。 また、「７ 保育サービス推進事業の拡充」について、認証保育所に認可保育所と同等の加算項目を追加するということだが、認証保育所の負担がさらに増えるのではないか。育児困難家庭への支援はやっているかもしれないが、外国人児童受入れ等の４つの項目について認可保育所にできないことを認証保育所でやるということか。
保育課長	このメニューはやらなければいけないのではなくて、実施したら、その分補助が出るという内容である。また、認可保育所より認証保育所のメニューが多いように見えるが、認可保育所は既に補助を実施しているものについては記載していないだけで、今回は、認証保育所について認可保育所並みに補助制度の充実を図るという内容である。

3 閉会